

板橋区公衆浴場施設確保資金利子補助要綱

(平成12年3月27日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、区長が確保することを必要と認める浴場であつて、かつ、確保浴場選定要綱(昭和57年5月17日区長決定)に定める基準を満たす浴場(以下「確保浴場」という。)施設の所有者又は経営者が特定金融機関から、その浴場施設の改善に必要な資金を借り受けた場合に支払わなければならない利子の一部を区が補助することにより、浴場施設の存続を図り、もって区民が浴場を利用する場合の利便に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「浴場施設」とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場であつて、東京都板橋区公衆浴場法施行条例(平成24年板橋区条例第9号)第2条第1項に規定する普通公衆浴場をいう。

2 この要綱において「経営者」とは、確保浴場を現に経営し、確保浴場の施設の新築若しくは改築又は修繕について浴場所有者の承認を得たものをいう。

3 この要綱において「特定金融機関」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策金融公庫法の規定により株式会社日本政策金融公庫から業務の委託を受けた金融機関及び当該金融機関から当該業務の再委託を受けた金融機関

(2) 東浴信用組合

4 この要綱において「公衆浴場施設確保資金」とは、特定金融機関が確保浴場の所有者又は経営者に貸し付ける資金のうち、次の第1号に該当する資金であつて、かつ、第2号から第5号までのすべての条件に該当するものをいう。

(1) 確保浴場の浴場施設で現に公衆浴場の業に供されている建物の新築若しくは改築又は修繕及び当該新築若しくは改築又は修繕に伴って行われる浴場用設備の設置若しくは改善に要する資金

(2) 前項第1号に掲げる金融機関が株式会社日本政策金融公庫法に規定する業務として行う貸付に係るもの又は前項第2号に掲げる金融機関が中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の8に規定する事業として行う貸付に係るものであること。

(3) 貸付期間が、30年以内であること。

(4) 工事完了後90日以内に借り受けた資金であること。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(5) 貸付金の償還期間が元金均等2箇月月賦又は元金均等月賦償還であつて、新築又は改築にあつては据置期間が1年以内、修繕にあつては据置期間がないもの

(補助内容)

第3条 区は、特定金融機関から公衆浴場施設確保資金を借り受けた浴場施設の所有者又は経営者に対し、当該借受けにより特定金融機関に支払わなければならない利子の一部を予算の範囲内で補助する。

(補助金を受けることができる者)

第4条 補助金を受けることができる者は、確保浴場施設の所有者又は経営者であって、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 特定金融機関から公衆浴場施設確保資金を借り受けることを予定しており、かつ、区長が補助することを適当と認めた者
- (2) 区民税を現に滞納していない者
- (3) 当該資金について、他の利子補助及び補給を区から受けていない者

(補助対象資金の限度額)

第5条 前条の規定により区が補助の対象とする公衆浴場施設確保資金の限度額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新築又は改築にあつては、1浴場施設につき1億円
- (2) 修繕にあつては、1浴場施設につき5,000万円

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、確保浴場施設の所有者又は経営者が借り受けた資金のうち区が補助する対象とする資金について、借受期間中（新築又は改築で借受期間が20年を超える場合は20年間、修繕で借受期間が15年を超える場合は15年間）に支払わなければならない利子額のうち、借受利率に4分の1を乗じた利率（0.1パーセント未満については、これを切り捨てる。）により計算して得た額を控除した額を限度とする。

(補助金の助成申請)

第7条 補助金を受けようとする者は、特定金融機関から公衆浴場施設確保資金の借受けの申込みをする前に、利子補助金助成申請書([別記第1号様式](#) ([裏面はこちら](#)))に次に掲げる書類を添えて区長に提出

しなければならない。

- (1) 前年度の区民税の納税証明書
- (2) 借受けに係る工事の見積書、図面および工程計画書（写）
- (3) 借受けに係る浴場施設の営業許可書（写）
- (4) 借受けに係る浴場施設の登記簿謄本
- (5) 印鑑登録証明書
- (6) 土地の登記簿謄本（借地の場合は土地所有者の建築承諾書）
- (7) 法人の場合は、法人の登記簿謄本
- (8) 法人の場合は法人税申告書及び決算書、個人の場合は所得税確定申告書及び決算書（写、過去1箇年の直近の決算期間）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

(補助金の助成決定)

第8条 区長は前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の助成を決定し、利子補助金助成決定通知書([別記第2号様式](#))により、助成しないことと決定したときは通知書([別記第3号様式](#))によりそれぞれ通知する。

(申請の撤回)

第9条 前条の規定による助成決定（以下「助成決定」という。）を受けた者は、助成決定の内容又は条件に異議のあるときは、当該通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができる。

(助成決定の辞退)

第10条 助成決定を受けた者が交付決定前に助成決定を辞退する場合は、速やかに辞退届(別記第4号様式)を提出しなければならない。

(借受けの申込み)

第11条 助成決定を受けた者は、当該通知を受領した日の翌日から起算して30日以内に、助成決定内容に従って特定金融機関に対して公衆浴場施設確保資金の借受けの申込みを行うものとする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(工事の着工時期及び期間)

第12条 助成決定を受けた者は、特定金融機関から公衆浴場施設確保資金について借受けの決定の通知を受領した日の翌日から起算して90日以内に、かつ、当該通知を受けた年度内に助成決定に係る工事に着手しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 助成決定を受けた者は、助成決定に係る工事について、新築又は改築にあつては着手した日から1年以内に、修繕にあつては、180日以内に完了させなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 助成決定に係る工事が完了したときは、速やかに工事完了届(別記第5号様式)を区長に提出し、その確認を受けなければならない。

(変更承認申請)

第13条 助成決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、変更承認申請書(別記第6号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成決定に係る工事内容を変更しようとするとき。
- (2) 助成決定に係る資金の借受内容を変更しようとするとき。
- (3) 前条第1項ただし書及び第2項ただし書の適用を受けようとするとき。

(変更承認)

第14条 区長は、前条に規定する申請書を受領したときは、申請の内容を審査し、相当と認めるときは、申請の内容を承認し、変更承認通知書(別記第7号様式)により、申請の内容を承認しないときは、変更不承認通知書(別記第8号様式)によりそれぞれ通知する。

2 区長は、前項に規定する承認をした場合において、必要があるときは、助成決定の内容に修正を加えることができる。

(助成決定の取消し)

第15条 区長は、助成決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、助成決定を受け、又は公衆浴場施設確保資金を借り受けたとき。
- (2) 区長の承認を受けないで、助成決定に係る工事内容を著しく変更し、又は助成決定に係る資金の借受内容を変更したとき。
- (3) 正当な理由がなく、第11条に規定する期間内に特定金融機関に対し、借受けの申込みをしなかったとき。
- (4) 正当な理由がなく、第12条第1項に規定する期間内に工事に着手しなかったとき。
- (5) 前各号のほか、助成決定の条件又は区長の指示に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成決定を取り消したときは、助成決定取消通知書([別記第9号様式](#))により通知する。

(助成決定後の届出事項)

第16条 助成決定を受けた者が、交付決定前に氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）、住所その他重要な事項に変更が生じたときは、速やかに区長に届け出なければならない。

(補助金の交付申請)

第17条 助成決定を受けた者は、特定金融機関から助成決定に係る公衆浴場施設確保資金を借り受けた日の翌日から起算して60日以内に利子補助金交付申請書([別記第10号様式](#)（[2枚目はこちら](#)）（[3枚目はこちら](#)））に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 特定金融機関との金銭消費貸借契約書（写）又はそれに代わるもの
- (2) 借受期間中に支払わなければならない利子について特定金融機関が発行する支払予定利子計算書
- (3) 貸付申込書（写）
- (4) 契約に係る領収書（写）
- (5) 検査済証（写）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第18条 区長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、利子補助金交付決定通知書([別記第11号様式](#)（[2枚目はこちら](#)））により、交付しないことと決定したときは、不交付決定通知書([別記第12号様式](#))によりそれぞれ通知する。

2 区長は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

(申請の撤回)

第19条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「被補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、当該通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができる。

(補助金の継続交付)

第20条 区長は、利子補助金の交付の対象となった借受金の債務を引き継いだ者が、次の各号のいずれかに該当したときは、利子補助金を継続して交付することができる。

- (1) 被補助事業者が死亡した場合であって、その者の相続人として補助対象となった浴場施設の所有者又は経営者となった場合
- (2) 前号に該当する者のほか、区長が特別の理由があると認める場合

2 前項に該当する者が、区の利子補助金の継続交付を受けようとするときは、利子補助金継続交付申請書([別記第13号様式](#))を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項に規定する申請書を受領したときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、継続交付を承認し、利子補助金継続交付承認通知書([別記第14号様式](#))により、継続交付を承認しないときは、継続交付不承認通知書([別記第15号様式](#))によりそれぞれ通知する。

(償還方法の変更承認申請)

第21条 被補助事業者(前条第3項の規定により利子補助金の継続交付の承認を受けた者を含む。以下同じ。)が天災等の理由により、償還が著しく困難となったため、借り受けた公衆浴場施設確保資金の償還方法の変更(繰上償還を除く。)をしようとする場合において利子補助の変更を必要とするときは、あらかじめ償還方法変更承認申請書([別記第16号様式](#)([2枚目はこちら](#)))を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(償還方法の変更承認)

第22条 区長は、前条に規定する申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、変更を承認し、利子補助金交付変更通知書([別記第17号様式](#))により、変更を承認しないときは、変更不承認通知書([別記第18号様式](#))によりそれぞれ通知する。

2 前項に規定する場合においては、第18条第2項を準用する。

(繰上償還届)

第23条 被補助事業者が利子補助金交付の対象となった借受金を繰上償還したときは、繰上償還届([別記第19号様式](#))を提出しなければならない。

(繰上償還による交付変更)

第24条 区長は、前条に規定する届出を受理したときは、届出の内容を審査し、利子補助金交付変更通知書(繰上償還)([別記第20号様式](#))により通知する。

(利子支払証明書の提出)

第25条 被補助事業者が補助金の支払を受けようとするときは、補助期間中の次に掲げる期間内に支払った利子について、特定金融機関が発行する利子支払証明書を当該期間が経過した日の翌日から起算して30日以内に区長に提出しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 2月1日から7月31日まで

(2) 8月1日から翌年1月31日まで

(補助金の額の確定及び請求)

第26条 区長は、前条に規定する利子支払証明書([別記第21号様式](#)([2枚目はこちら](#)))の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき額を確定し、利子補助金確定通知書([別記第22号様式](#))により通知する。

2 前項に規定する通知を受けた者は、区長が指定する日までに、請求書([別記第23号様式](#))を区長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第27条 区長は、前条第1項の規定による審査の結果、必要があると認めるときは、交付の条件に適合させるための措置をとることができる。

(補助金の支払)

第28条 区長は、第26第2項に規定する請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の支払を適当と認めるときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内にこれを支払うものとする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第29条 区長は、被補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の

全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助の対象期間中に、補助対象となった確保浴場の所有者又は経営者でなくなったとき。
- (2) 事業税及び区民税を滞納したとき。
- (3) 公衆浴場施設確保資金について期限の利益を失ったとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により、公衆浴場施設確保資金を借り受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (5) 前各号のほか、補助金決定の内容若しくは条件又は法令に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
(補助金の返還)

第30条 区長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について利子補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第31条 区長は、前2条の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じたときは、被補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 区長が被補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、被補助事業者が納期限までに納付しなかったときは、被補助事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項の規定による年当たりの割合は、閏年を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第32条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合において、区長が返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領日に受領したものとし、当該返還を命じた額が、その受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領日において受領したものとする。

2 前条第1項の規程により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、被補助事業者の納付した金額が、返還を命じた補助金に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第33条 区長は、第31条第2項の規程により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付金を控除した額によるものとする。

(交付決定後の届出事項)

第34条 被補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに区長に届け出なければならない。

- (1) 補助に係る浴場施設について火災その他重大な事故が生じたとき。
- (2) 地震その他災害によって借受金の返還が困難になったとき。
- (3) 第29条第1項第1号に該当したとき。
- (4) 事業税及び区民税を滞納したとき。
- (5) 住所、氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）の変更、その他重要な事項に変更が生じたとき。

（他の規定との関係）

第35条 浴場所有者又は経営者に対する公衆浴場施設確保資金に係る補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）の定めるところによる。

2 この要綱の施行に関し、必要な事項は産業経済部長が定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

別記

確保浴場選定基準

1 選定方法

次の事項について必要な計測を行い、2(3)に定める基準点数をこえたものを「確保浴場」とする。

(1) 利用の代替性

2(1)に定める利用限界距離を半径とする当該浴場の商圏と、同距離を半径とする隣接浴場の商圏との重複度。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、商圏との重複度については考慮しない。

- ① 隣接浴場が板橋区の区域外にある場合。
- ② 当該浴場の商圏に河川、鉄道、主要道路等があるため、隣接浴場の利が著しく阻害される場合。
- ③ 当該浴場の半径200メートルの商圏が近接する浴場の半径500メートルの商圏と重複することのない場合。
- ④ 当該浴場が社会公共施設と併設されている場合。

(2) 利用人員

当該浴場の過去3箇年の営業実績にもとづく1日当たり平均入浴人員。

2 基本的条件

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 利用限界距離 | おおむね500メートル |
| (2) 利用人員 | 1日平均300人を基準とする |
| (3) 基準点数 | 130点 |

3 算定方式

- | | |
|----------|---|
| (1) 算定方式 | (利用代替性点数) + (利用人員点数) |
| (2) 配点 | ① 利用代替性 (別表1) のとおり
② 利用人員 (別表2) のとおり |

4 測定の基礎

- | | |
|-----------|---|
| (1) 利用代替性 | 利用代替性の測定は、原則として1/10,000地形図(区役所発行のもの)による。 |
| (2) 利用人員 | 1日平均利用人員は、当該浴場の直近の過去3年間の税務申告書所載の入浴料金から推定した年間平均入浴人員を、年間平均営業日数(312日)で除して得た数とする。 |

別表 1

1 利用代替性の配点

代替性（重複度%）	点数（点）
0 %	100 点
10 "	90 "
20 "	80 "
30 "	70 "
40 "	60 "
50 "	50 "
60 "	40 "
70 "	30 "
80 "	20 "
90 "	10 "
100 "	0 "

（重複度に10パーセント未満の端数が生じた場合は、四捨五入する。）

別表 2

2 利用人員の配点

1日当たり平均利用人員	点数（点）
300人以上	100点
250 "	90 "
230 "	80 "
210 "	70 "
190 "	60 "
170 "	50 "
150 "	40 "
150人未満	30 "